

## 公共事業の充実に関する重点提言

公共事業を円滑に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 災害に強い都市基盤の構築、地域経済の活性化を図るため、必要な公共事業予算を十分確保すること。
2. 社会資本整備総合交付金の充実
  - (1) 社会資本整備総合交付金については、同交付金の目指す地方の社会資本整備が計画的かつ効率的に実施できるよう、十分な予算を確保すること。

また、同交付金の配分に当たっては、継続事業や年度間の事業費変動等を配慮するとともに、社会資本整備が遅れている地域、財政力の弱い地域などにおいても、必要とする事業の執行に支障が生じないように留意すること。
  - (2) 同交付金制度の運用に当たっては、都市自治体が活用しやすい仕組みにするとともに、事務の簡素化に配慮すること。
3. 公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除額の引上げ等、税制上の優遇措置を拡大すること。
4. 公共施設の老朽化に伴う更新、維持補修等に対する財政措置を拡充するとともに、機能の集約化・複合化による公共施設の更新(再生)を実施する際には、省庁の規制に捉われない施設整備計画を認めること。